

第四期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」について

- 2つの環境づくりをめざす北海道子ども未来づくり条例（H16制定）に基づく実施計画として、5年を1期として策定。令和2年度を始期として令和6年度までの第四期となる計画。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画など法に基づく5つの計画を包含するとともに、北海道子どもの貧困対策推進計画との調和を保つ。
- 女性の就業率の向上や待機児童の増加、児童虐待や子どもの貧困など社会的な背景に加え、国による教育・保育の無償化など新たな動きなども勘案。
- これまでの取組や現状、知事公約などを踏まえ、第四期計画における方向性を定め、新たな目標を設定。
- 基本目標達成に向け、重点的な7つの視点を定め、4つのステージごとに各般の取組を市町村等とも連携し、全庁挙げて推進。

